

# 令和元年度 第2回 瑞穂町総合教育会議 次第

日時：令和2年3月26日（木）

午後2時から

場所：庁舎3階3-2会議室

## 1 開 会

## 2 町長挨拶

## 3 議 題

- 1) 新型コロナウイルス対応について  
（瑞穂町及び教育委員会の対応について）
- 2) 瑞穂町の施策について（特色ある公園の整備）
- 3) 教育委員会の施策について
- 4) その他

## 4 閉 会

### 【机上配布資料】

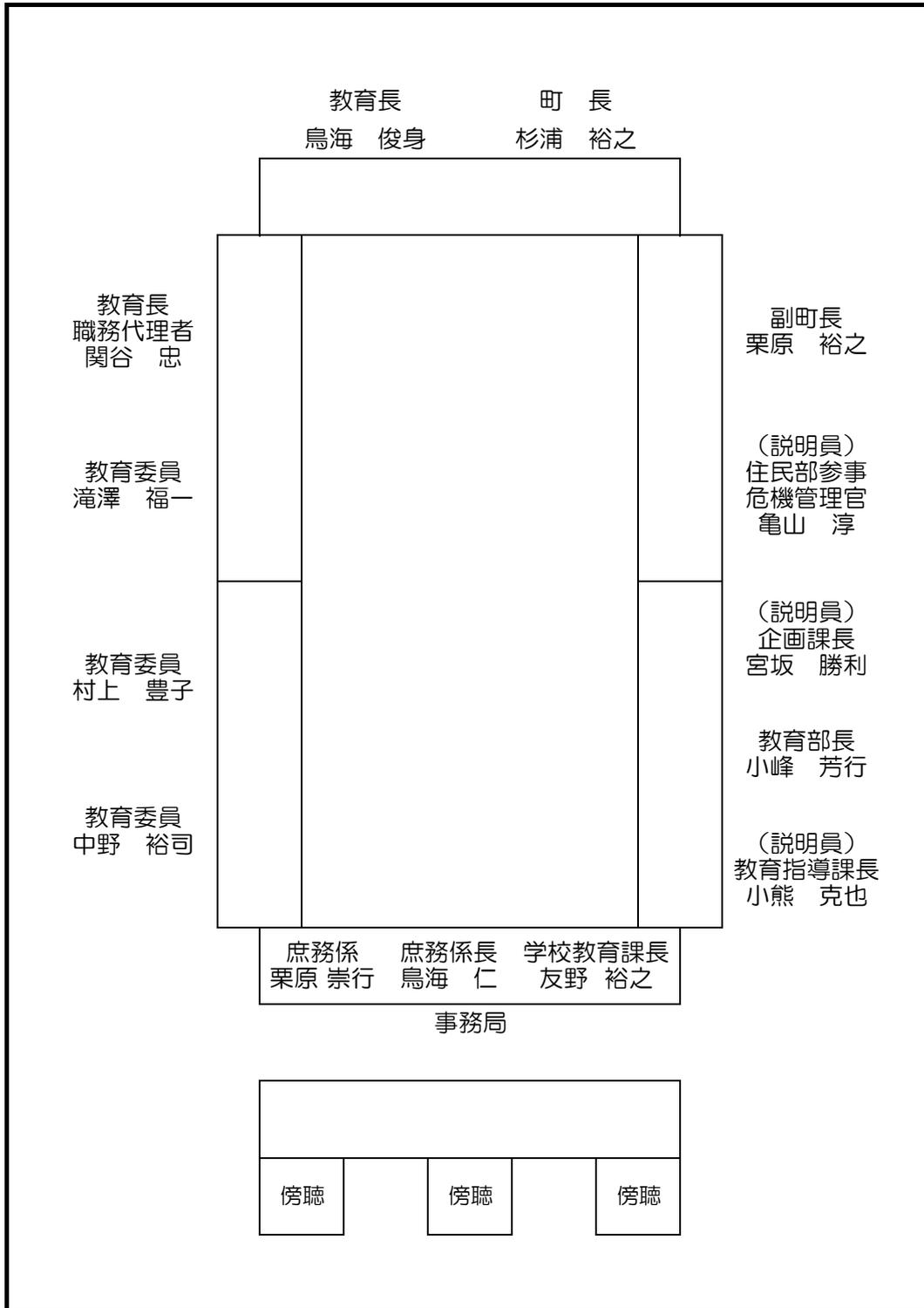
- ・ 令和元年度 第2回瑞穂町総合教育会議 次第
- ・ 令和元年度 第2回瑞穂町総合教育会議 席次
- ・ 資料1 新型コロナウイルス感染症対策に関する町の対応状況について
- ・ 資料2-1 今後の新型コロナウイルス感染症予防対策について
- ・ 資料2-2 社会教育課・図書館所管 新型コロナウイルス感染拡大防止対応
- ・ 資料3 瑞穂町の施策について（特色ある公園の整備）
- ・ 資料4 教育委員会の施策について

令和元年度 第2回総合教育会議 席次

庁舎3階3-2会議室

窓 際

窓 際



出 入 口

【情報提供資料】

事務連絡  
令和2年3月26日

総合教育会議参加者各位

新型コロナウイルス感染症対策本部会議

新型コロナウイルス感染症対策に関する町の対応状況について

## 1 趣 旨

標記について、これまでの町の対応状況等について説明し、情報共有及び相互連携を図るものです。

## 2 町の対応状況

### (1) 新型コロナウイルス感染症対策に関する臨時会議（以下、「臨時会議」という。）

#### ○目 的

国内外の感染状況、国・都の対応状況及び町としての準備事項の認識の統一

#### ○参集範囲

副町長、各部（局）長、危機管理官、企画課長、地域課長、健康課長

#### ○実施状況

- # 1回臨時会議：令和2年2月 5日（水） 町保有資材の確認等
- # 2回臨時会議： 2月13日（木） 影響のある行事等
- # 3回臨時会議： 2月17日（月） 感染予防対策等
- # 4回臨時会議： 2月25日（火） イベントの取扱い方針等

### (2) 新型コロナウイルス感染症対策本部会議（以下、「対策会議」という。）

#### ○目 的

国内外の感染状況、国・都の対応状況及び町としての対策方針等の伝達・認識の統一

#### ○参集範囲

町長、副町長、教育長、各部（局）長、危機管理官、企画部各課長、地域課長、健康課長、学校教育課長、教育指導課長、会計課長、他関係課長

### ○実施状況

# 1 回対策会議： （臨時庁議）	令和2年2月28日（金）	休校等対策検討指示 対策本部設置指示 等
# 2 回対策会議：	2月28日（金）	休校等対策方針等
# 3 回対策会議：	3月 2日（月）	子ども・高齢施設等対策、企業等への影響把握指示等
# 4 回対策会議：	3月 3日（火）	イベント中止・延期、休校に伴う影響等
# 5 回対策会議：	3月 4日（金）	議会日程変更・都への要望等
# 6 回対策会議：	3月 6日（金）	学童対応状況確認、斎場の運営方針等
# 7 回対策会議：	3月 9日（月）	来客発熱者等の対応等 対策用物品の調達・予算 処置等
# 8 回対策会議：	3月12日（木）	住民への啓発等処置 イベント取扱い延長等
# 9 回対策会議：	3月16日（月）	備蓄マスクの配布 感染者発生時の対応等
# 10 回対策会議：	3月19日（木）	職員が罹患等した場合の 業務継続 備蓄品の再掌握等
# 11 回対策会議：	3月23日（月）	検温コーナーの設置 有識者会議の提言（情報 提供）等

### 3 今後の焦点

- (1) 感染症予防・拡大防止対策【継続】
- (2) 学校等の再開
- (3) イベント等の取扱い
- (4) セーフティネット（産業、個人）

## 今後の新型コロナウイルス感染症予防対策について (春季休業日から当面の1学期まで)

### I これまでの確認事項

#### 1 体育館等で学校行事等を行う場合の規制の内容（～4月10日まで）【首相声明前 R2. 2. 26】

- (1) お互いの距離が適度に保たれるよう工夫する。  
※適度な距離が確保できない場合は、人数規模を縮小したり配置方法等を変えたりする。
- (2) 集合する前に、手洗い等を行う。
- (3) 体育館等に入場する前にアルコール消毒液がある時は、手に散布し除菌する。
- (4) マスクの着用を認める。ただし、歌う場合は一時的にマスクを外す。
- (5) 体育館で行う朝礼等は原則中止とする。(放送朝礼等に代替する。)
- (6) 飲食を伴ったイベントは、規模を問わず校内においては中止とする。
- (7) 体育館でイベントやその練習等を行う際は、その前後で換気を行う。
- (8) 1時間30分以内の終了を目安にし、大幅に超過する場合は内容規模を縮小する。

#### 2 その他の指導・注意等（イベント等の有無を問わず、日常に行う注意等）

- (1) 咳エチケットの徹底
- (2) 手洗い等の励行
- (3) 必要に応じてマスクの着用
- (4) 教室のこまめな換気等
- (5) 規制の期間においては、校外学習は中止とする。また、保護者の協力の下、児童・生徒の外出は必要最小限にする。
- (6) 次の症状がある児童・生徒及び教職員等は、出席・出勤を見合わせる。
  - ① 風邪の症状や発熱がある。(解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様)
  - ② 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。  
※本件に係る児童・生徒は、出席停止等の対応となる。(欠席でない。)
- (7) 教室等における対策は、インフルエンザや感染性胃腸炎と同様な対策とするが、これに加えて強化期間内（～3月15日まで）においては、以下の対応に留意すること。
  - ① 15分を超える班学習等(対面する話し合い活動等)は行わない。  
※理科室、図工室等での授業は、できるだけ控えるようにする。
  - ② 15分以内の班学習等であっても、距離を適度に確保すること。
  - ③ 給食は班隊形にしないこと。
  - ④ 児童・生徒に検温を奨励する。また、保護者に協力を求める。(啓発)

### II 卒業式、修了式の対応

#### 1 実施方法 【首相声明後 R2. 2. 28】

- (1) 卒業式 R2. 2. 28 付「瑞穂町町立小・中学校 学校閉鎖に基づく対応について」に従い、規模を縮小して実施
- (2) 修了式 R2. 2. 28 付「同通知」に従い、体育館は使用せず、教室にて放送で行う。  
追加 (R2. 3. 18) : 校庭で、適度な間隔をとって実施するのは可

## 2 検温について【新規】

### (1) 児童・生徒

- ① 検温を自宅で行い、登校する。また、保護者に協力を求める。(発熱状態が確認されれば、登校を控えてもらう)
- ② 朝の会(学活)で検温実施の有無を口頭で確認する。忘れていた児童・生徒は保健室等にて検温し、発熱状態が確認されたら、保護者の了解の下、下校
- ③ 朝の会(学活)で健康観察を行い、検温上異常のなかった児童・生徒でも、体調不良気味の児童・生徒がいたら、保健室等にて検温する。発熱状態、風邪の症状、倦怠感、呼吸困難等の体調不良が確認されれば、保護者の了解の下、下校(保健室で預からない)
- ④ 連絡会等にて周知プリントを渡す。

### (2) 卒業式時の保護者

来校前、自宅での検温をお願いし、発熱状態、風邪の症状、倦怠感、呼吸困難等の体調不良が確認されれば、卒業式の出席を見合わせてもらう。連絡会にて周知(プリントを渡す)

### (3) 教員も引き続き実施し、管理職へ報告する。管理職は記録する。

※卒業式、修了式を問わず当面の間、出勤時は実施。

## Ⅲ 3月10日以降、国・都の動き【新規】

### 1 第19回新型コロナウイルス感染症対策本部(R2.3.10 政府)

- (1) 専門家会議の判断が示されるまでの間、今後概ね10日間(～3.20)程度は、これまでの取組を継続して行く。(全国規模のイベントの中止・延期・規模縮小)
- (2) 専門家会議では、①「換気が悪い」、②「多くの人々が密集」、③「近距離での会話や発声がある」という3条件が同時に重なると、より多くの人々が感染しているとの知見が示される。

### 2 新型コロナウイルス感染症東京都緊急対応策(第三弾)(R2.3.12)

#### (1) 学校の対応(春季休業日までの臨時休業)

- ① 手洗いや咳エチケットなどの感染予防の徹底、学習支援サービスの提供
- ② 感染リスクのへの対策をしつつ、体操やジョギング等などの適度な運動等は可  
⇒春季休業後については、看護の状況の変化などを見極めながら検討

#### (2) イベント等の対応

3月までは「都主催のイベント等の延期・中止」など集中的な取組を継続する。  
⇒3月23日を目途に新たな対応方針を発表

### 3 瑞穂町新型コロナウイルス感染症対策本部(第8回)(R2.3.12)

- (1) 町主催のイベント等は3月まで自粛する。
- (2) 引き続き職員の検温実施と、来庁者サーモグラフィカメラ設置場所の確認

### 4 新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正法成立(R2.3.13)

### 5 4を受けての首相の記者会見(R2.3.14)

現時点では緊急事態を宣言する状況ではない。卒業式は安全面での工夫を行った上で実施可。

#### IV 春季休業期間中【新規】

##### 1 児童・生徒の外出等について

(1) 換気が悪く、人が密集する場所には行かない。保護者の判断の下、屋外で適度な運動をしたり散歩をしたりすることは可能とする。ただし、少しでも風邪の症状（のどの痛みだけ、咳だけ、発熱だけ）が見られる場合は、外出はしない。（診察等、医療機関等へ行くのは可）

##### (2) 小学校の校庭開放

① 目的 臨時休業期間中の運動不足の解消を図るため設ける。

② 教育課程外だが、教員等の監督者をつける。

ア けが等の対応は、応急手当等は学校教育活動と同様とするが、日本スポーツ振興センターの保険対象にならないことに留意する必要がある。（保護者通知文にも明記する。）

イ 学校のボール等の貸し出しは行わない。

ウ 校庭に設置している鉄棒等の使用も可

エ 使用できる校庭は在籍校のみ、他校生は不可

③ 実施日時 令和2年3月26日（木）、27（金）、30日（月）の3日間  
いずれも午前10時から正午まで

④ 形態 自由参加とする。学年の分散等は校長の判断とする。

##### (3) 中学校の部活動

① 他校等への遠征（練習試合も含む）が伴う部活動は、春季休業期間中（R2.4.5まで）は中止とする。校内で行う部活動は可。ただし、体育館で行う場合は、総人数が40人程度とし、換気を十分に行うものとする。また、アルコール消毒を行うものとする。

② 接触又は接触に近い形での活動は避ける。

##### 2 小学校学童外児童の預かり等について

① 教員等による預かりは予定通り3月23日をもって終了とする。

② 一方、コロナ対策で町として特に低学年の預かりは引き続き必要との見解が出される。

③ そこで、学童外児童預かり登録者に限り、かつ3月25日（水）以降も預かりを希望する保護者については、3月31日まで学童保育で預かること可能とする。（午後18時まで可）ただし、費用負担が発生する。（預け日数に関わらず、一律1,100円）

④ 登録保護者への連絡・意向確認は教員で対応する。希望する保護者には、3月23日（月）までに、瑞穂町役場子育て応援課窓口に行き、申請手続きをする。

※学校で保護者等に申込用紙を渡せる場合は、学校から渡す。

⑤ 学童保育は新型コロナウイルス対策を図る観点から、教室を借用する場合がある。子育て応援課長の依頼があった時は協力するものとする。

##### 3 家庭学習の課題提供について

1のことから、基本的には外出を抑制することになり、また、臨時休業期間が長かったことによる学習の不足が懸念されることから、引き続き、児童・生徒に対して家庭学習の課題を提供（教科の未履修単元があった場合、それを含む）するものとする。ただし、中学校卒業生はこの限りでない。

## V 入学式【新規】

- 1 規模 卒業式と同様な規模で実施する。ただし、保護者は各家庭2名まで可とする。  
(内容及び時間の縮小、来賓者の参列は不可、在校生は代表生のみ)  
※6年生の係は、式に立ち合わないことから対応は可能とするが、マスクの着用等、感染防止に係る配慮をする。
- 2 検温 II 2の卒業式の対応を準用する。 ・新入生の保護者への周知を必ず行う。
- 3 日程 予定通り

## VI 1学期 始業式、授業等【新規】

新型コロナウイルス感染症が終息するまでは、I～IVを準用し、下記の対応を行う。

### 1 通常への対応

- (1) 日程は予定通り実施する。
  - (2) 教室での授業においても、換気を十分に行い、距離感を保つ工夫を執るとともに、手洗い、咳エチケット等の励行をする。
  - (3) 検温を自宅で行ってから登校する。
  - (4) 発熱状態、風邪の症状、倦怠感、呼吸困難等の体調不良が確認されれば、登校しない。  
※登校後に体調不良が発症した場合は下校（保健室で預からない）
  - (5) 朝の会（学活）で健康観察を行い、検温上異常のなかった児童・生徒でも、体調不良気味の児童・生徒がいたら、保健室等にて検温する。発熱状態、風邪の症状、倦怠感、呼吸困難等の体調不良が確認されれば、保護者の了解の下、下校（保健室で預からない）
  - (6) 校内授業は実施する。
  - (7) 令和元年度教科の未履修があった場合は、4月を目途に必要最小限の指導を行う。  
ただし、中学校卒業生はこの限りではない。また、新中学校1年生については、小学校との連携を行い、中学校で実施する。  
※後日、未履修調査及び未履修指導完了報告の通知を发出する。
  - (8) 町学力調査は予定通り実施する。(小3・4：4/16、中全：4/21)  
※事前に出題問題を学校に掲示し、未履修の有無を確認、未履修部分の問題があった場合は、除外対象とする。
- 2 4月を強化月間とし以下の規制を行う。
    - (1) 校外学習は控える。ただし、町内にあってはこの限りでない。
    - (2) 体育館等にての学校行事等（始業式、対面式、離任式、朝会、保護者会等）は控える。  
(体育等の授業は可) ※校庭使用は適度な間隔を保つ等、感染防止への配慮を行った上で可
    - (3) 15分を超える班学習等（対面する話し合い活動等）は行わない。  
※理科室、図工室等での授業は、できるだけ普通教室で行うようにする。  
※家庭科の調理実習は5月以降に行う。
    - (4) 給食は班隊形にしないこと。

(5) 部活動

- ① 遠征は、公式試合のみ、登録選手のみ認める。試合、昼食以外はマスク着用
- ② 校内の部活動は実施可とするが、接触又は接触に近い形での活動は避ける。
- ③ 体育館で行う部活は、総人数が40人程度とし、換気を十分に行うものとする。

VII その他

- 1 本決定は令和2年3月18日時点のものであり、今後の状況の変化により、変更する可能性があることに留意する。
  
- 2 アルコール消毒液やその容器の不足が生じた場合、教育委員会（学校教育課）にて補充する。

## 社会教育課・図書館所管 新型コロナウイルス感染拡大防止対応

No.	所管	期日	内容	場所	備考	区分
1	社会教育課	3月31日まで	施設の使用制限			
			1. スカイホール（大・小ホール）の使用新規申込み受付中止	スカイホール（大・小ホール）		制限
			2. 中央体育館及び武道館の使用新規申込み中止 3. トレーニングルーム使用中止	中央体育館及び武道館 長岡コミュニティセンタートレーニングルーム		中止
2	社会教育課	3月31日まで	全イベント中止 1. 子ども会連合会「プロに学ぶお菓子作り教室」 2. ふれあいこどもまつり 3. ぴあのくらぶみずほ修了演奏会 4. 住民提案型協働事業ほっと・カフェの「わくわくしゃべりば」 5. ジュニアリーダー養成講座（読み聞かせ事業） 6. 森林健幸ウオーキング 7. 健康エクササイズ 8. ヘルスウオーキング	元狭山コミュニティセンター 長岡コミュニティセンター スカイホール（大・小ホール・会議室） スカイホール（小ホール） 武蔵野コミュニティセンター 子ども家庭支援センター「ひばり」 エコパーク 長岡コミュニティセンター 町内		中止
3		4月5日まで	1. 狭山丘陵ウオーキング	町内		中止
1	図書館	3月31日まで	全イベント中止 1. おはなしの会 2. 読書講演会	瑞穂町図書館、全地域図書室		中止
2		3月31日まで	サービス一部休止、変更 1. 休止 （1）閲覧席利用 （2）閲覧用インターネット端末の利用 （3）CD・DVDブースの利用 2. 変更 （1）貸出期間延長（2週間を3週間） （2）貸出冊数変更（10冊までを無制限）	瑞穂町図書館、全地域図書室		休止 変更
3		3月31日まで	全イベント中止又は延期 1. 特別公開「高根の神輿」令和の大修理完成記念展示 2. ジュニアピアノコンテスト本選会 3. みずほ山野草ウィーク及び関連イベント 4. 各種講演会	耕心館、郷土資料館「けやき館」 ※ジュニアピアノコンテスト本選会はスカイホール大ホール		中止 延期

## 瑞穂町の施策について (特色ある公園の整備)

### むさしの公園 工事概要

件名：公園遊具等設置工事（むさしの公園）

工期：令和元年10月7日から令和2年3月13日

整備内容：園路広場整備工（地先境界等ブロックなど） 1式

遊戯施設整備工（乳児、幼児、児童用複合遊具など） 1式

管理施設整備工（防犯カメラ設置工など） 1式、植栽工（芝張工など） 1式

その他（仮囲など） 1式、諸経費 1式

整備費用：3,628万円

補助金：防衛省 特定防衛施設周辺整備調整交付金 3,350万円

### ●イメージパース



### ●児童用遊具エリア



●児童用遊具エリア



●幼児用、乳児用遊具エリア



## 令和元年度 教育委員会の施策について

## 1 令和元年度教育委員会予算における重点事業等について

教育委員会の主な事業を新規事業、重点事業、レベルアップ事業の3つに区分して事業を推進しています。（別紙参照）

区 分	新規事業	重点事業	レベルアップ事業	合 計
学校教育課	4	8	0	12
教育指導課	2	11	1	14
社会教育課	0	12	0	12
図 書 館	2	12	1	15
合 計	8	43	2	53

出典：平成31年2月教育委員会定例会資料

## 2 令和元年度教育委員会の主要施策について

※【 】は別紙の番号です。

※契約額等の金額は決算見込額です。

## ソフト事業

## (1) 第2次教育基本計画（学校教育）の策定【No.23】

## 〔事業目的及び概要〕

第1次教育基本計画が令和元年度をもって終了となるため、次期教育基本計画を策定しました。策定にあたっては次期学習指導要領、国の第3期教育振興基本計画、東京都の教育ビジョン（第4次）の改訂の動向を踏まえ、瑞穂町にふさわしい学校教育の在り方、方向性について決めました。

## 〔概要〕

- ア 計画期間 令和2年度～令和11年度（10年）  
 イ 内 容 ①第2次瑞穂町教育基本計画についての考え方  
 ②国及び東京都の動向  
 ③瑞穂町を取り巻く状況と社会情勢等の変化  
 ④瑞穂町教育委員会教育目標と基本方針  
 ⑤計画の体系  
 ⑥前期5年間で取り組む主要な施策・事業

## 〔策定計画等〕

- ア 策定経過  
 令和元年 5月 瑞穂町教育基本計画審議会を組織  
 ※11月までに6回の会議を開催  
 令和2年 1月 教育委員会定例会で計画案を上程・可決  
 イ 今後の予定  
 令和2年度以降、計画に基づき各種施策・事業を実施します。

## (2) 教員の授業力向上【No.17】

### 〔事業目的及び概要〕

次代を担う子どもたちを育成するためには、教員の教科指導、生活指導や児童・生徒理解に関する質の高い指導力が一層求められます。特に、町の教育課題である児童・生徒の「学力向上」を図るためには、教員の授業力向上が必須であることから、全校を研究推進校として位置づけ、組織として子ども達の実態に即した授業に改善するための取組みを行います。また、個々の教員の力量を高めるため、授業実践を主とした各種研修を通して授業力向上を図ります。

### 〔事業進捗状況〕

#### ア 校内研修事業

全校を瑞穂町教育委員会研究推進校として指定するとともに、研究発表会を開催し広く研究の成果を発信しています。

※令和元年度研究発表校 二小、三小

#### イ 町教育研究会

新学習指導要領を踏まえた小学校教員と中学校教員の共同研究

#### ウ 学力向上推進委員会

教員で組織した学力向上推進委員会の開催（年5回）

#### エ 年次研修（初任者、2年次、3年次）

授業力向上を目的とした研修の強化と教員の育成

#### オ 外部研修会・研究発表会

東京都教職員研修センター主催の研修や都内先駆的な研究発表会への参加

#### カ 教育指導課の訪問指導

教育指導課長、統括指導主事、指導主事の学校訪問による指導・助言

## (3) ふるさと学習「みずほ学」の推進【No.16】

### 〔事業目的及び概要〕

ふるさと瑞穂の自然や文化を大切にするとともに、郷土を誇れる子ども、地域社会の一員としての役割を担う子どもを育成します。同時に、次期学習指導要領の大きな柱である「主体的・対話的で深い学び」という視点から思考力・判断力・表現力を育成し、学力の向上に繋がります。

### 〔事業進捗状況〕

各小中学校では、平成29年4月から「みずほ学」を教育課程に位置付け、発達段階に応じた教育を進めています。図書館と連携し郷土資料館「けやき館」の学芸員による観察会や地域の人材を「まちの先生」として活用することで経験を通じた学習の推進を図ります。

### 〔取組例〕

#### 教育委員会主催事業

- ▷ 小学3年生 みずほかるたプロジェクト
- ▷ 小学3年生 だるまづくりプロジェクト  
～中学生
- ▷ 中学2年生 みずほの風景画（絵はがき）プロジェクト

#### (4) フューチャースクール（小・中学生）の実施【No. 13】

##### 〔事業目的及び概要〕

町内にある学習塾を活用して補習・発展学習を実施することにより、子供たちに学ぶ習慣を身につけさせるとともに、一人ひとりの子供が自らの目標を達成できる学力の向上を目指します。

##### 〔事業進捗状況〕

###### ア 小学生

①期 間 令和元年6月～令和2年2月 各校20回実施

(ただし、新型コロナウイルス対応で一小18回、三小17回、四小19回)

②対 象 6年生

③参加者 80人 (参加率29.3%)

④委託先 代々木進学ゼミナール

⑤契約額 1,968,120円

###### イ 中学生

①期 間 令和元年6月～令和2年2月 各校20回実施

(ただし、新型コロナウイルス対応で二中は19回)

②対 象 全学年

③参加者 59人 (参加率7.1%)

④委託先 代々木進学ゼミナール

⑤契約額 8,371,200円

#### (5) 町独自の学力調査の実施【No. 13】

##### 〔事業目的及び概要〕

児童・生徒の学力の定着の確認を行うため、町独自の学力調査を実施します。また、調査結果は、傾向を分析することにより教員の指導方法の参考とします。この調査を行うことにより国や都が主体となる学力調査では確認できない同一集団における学力の経年変化を確認することが可能となります。

##### 〔事業進捗状況〕

ア 実施日 平成31年4月18日 (小学校)

平成31年4月23日 (中学校)

イ 対 象 小学3・4年生 国語、算数

中学1年生 国語、算数

中学2・3年生 国語、数学、英語

## (6) 中学生「東京駅伝」大会への参加【No. 20】

### 〔事業目的及び概要〕

大会は、東京都教育委員会の主催により中学生の健康増進や持久力をはじめとする体力向上、スポーツの振興及び生徒の競技力の向上を目的に、区市町村を単位としたチームで開催されています。今年で11回目の開催となりますが、町村で唯一、瑞穂町が初回から出場しています。

### 〔事業進捗状況〕

- ア 開催日 令和2年2月3日
- イ 場所 アミノバイタルフィールド（味の素スタジアム内）・都立武蔵野の森公園
- ウ 対象 中学2年生
- エ 出場 23区、26市と瑞穂町の計50チーム
- オ 結果 女子41位（49位） ※（ ）内は前年度実績  
男子45位（34位）  
総合45位（41位）
- カ その他 瑞穂町陸上競技クラブのご協力をいただき、選手選考会や大会会場での試走会を開催しました。

## (7) ひとり親家庭学校給食費補助金交付事業【No. 9】

### 〔事業目的及び概要〕

ひとり親家庭を対象とした「学校給食費補助制度」を創設し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

### 〔事業進捗状況〕

- ア 対象者 子供が公立小・中学校に通う町内在住のひとり親家庭の保護者
- イ 基準 現行の就学援助制度の収入基準（生活保護基準の1.5倍以下）に加え、新たな収入基準（生活保護基準の1.5倍を超え1.75倍以下）を設けます。
- ウ 対象者 小学校 6名、中学校 9名

## (8) ICT教育施設整備事業（ネットワーク更新、無線LAN整備）【No. 11】

### 〔事業目的及び概要〕

児童・生徒へのICT教育を推進するため、小・中学校の既存ネットワークの更新、無線LANの設置等校内ネットワークの基盤整備を行います。

### 〔事業進捗状況〕

- ア 契約日 令和元年7月4日（5年間の保守委託）
- イ 契約金額 75,850,608円
- ウ 整備内容 無線LANの教室への設置、HUB・ルータ・ファイアウォール等を更新、今後維持管理を行っていきます。

(9) ICT教育施設整備事業（テレビモニター、コンピュータ等購入）【No.12】

〔事業目的及び概要〕

児童・生徒へのICT教育を推進するため、小学校の普通教室へテレビモニター（液晶テレビ）、小・中学校にコンピュータを配備します。

〔事業進捗状況〕

テレビモニター（45インチ）

ア 契約日 令和元年7月12日

イ 契約金額 2,248,020円

ウ 配備内容 小学校1～3年生の教室へ合計30台を配備しました。

教育用コンピュータ（5年間の借上げ）

ア 契約日 令和元年6月7日

イ 契約金額 92,592,720円

ウ 設置内容 各小学校へ46台ずつ、合計230台を設置しました。

(10) 町民体育祭在り方検討会の開催

〔事業目的及び概要〕

平成30年度休止とした町民体育祭の在り方について、平成30年10月に「町民体育祭在り方検討会」を組織し、これまでの体育祭に代わる新たな体育祭について検討し、令和元年8月に「瑞穂町スポーツ祭実行計画書」として提言を受けました。この提言を尊重した計画（案）に基づき全町内会長に参加意思を確認しようとしたしましたが、様々な意見が出され、意思の確認は断念しました。令和2年度以降は、町及び教育委員会が主催する新たなスポーツの祭典（イベント）を計画します。

〔事業進捗状況〕

ア 構成員 知識経験者をはじめ町内各種団体代表者と町職員の合計10人

イ 会議 令和元年 7月 8日 第4回会議

8月26日 第5回会議

11月20日 瑞穂町スポーツ祭実施計画（案）の

説明会（町内会長）

ウ 主な協議事項

▷ 町民体育祭の在り方について

- ・開催方法
- ・競技種目

## (11) 青少年国際派遣事業（中学生派遣）【No. 27】

### 〔事業目的及び概要〕

中学生を姉妹都市である米国カリフォルニア州モーガンヒル市へ派遣し、交流を深めるとともに、中学生の国際感覚や社会性、自立性の向上を図りました。また、ホームステイを通じて文化や習慣の違いを学び、英語力、コミュニケーション能力を高めました。

この事業は、モーガンヒル市と町が毎年交互に中学生の派遣・受入を行っています。令和元年度は町からモーガンヒル市への中学生派遣の年となりました。

### 〔事業進捗状況〕

ア 派遣期間	令和元年8月15日～令和元年8月25日（11日間）
イ 派遣人数	中学生8人、教育部長外職員1人、合計10人
ウ 主な費用	派遣事業旅費 585,190円 派遣事業委託料 2,649,640円
エ その他	事前研修5回、事後研修6回 報告会 令和元年11月30日（青少年の主張意見発表会）

## (12) 瑞穂町図書館改修事業【No. 39】

### 〔事業目的及び概要〕

図書館は、昭和48年に建設し46年が経過しています。耐震診断では基準を満たしていますが、設備の老朽化が著しく、特に空調設備は正常に稼働していない状態が続いています。このことから、バリアフリーやユニバーサルデザインにも配慮した改修を実施し、住民に親しまれる図書館を目指します。令和2年度中に住民意見を反映させた実施設計を行い、改修工事に着手します。

### 〔事業進捗状況〕

令和元年度～	
令和2年度	基本計画、基本設計及び実施設計業務委託
令和元年 9月～	住民参加型ワークショップ実施（3回）
11月	
令和2年 3月	瑞穂町図書館改修工事基本計画（案）意見募集実施

〔総事業費〕 ※令和2年度一般会計当初予算（継続費）  
734,168,000円

## (13) 図書館を使った「調べる学習コンクール」の開催【No. 40】

### 〔事業目的及び概要〕

図書館の活用促進と調べることの楽しさや考える力を身につけることを目的に「調べる学習コンクール」を開催しました。また、入賞者の中から上位7作品を瑞穂町の代表として全国コンクールへ推薦しました。

### 〔事業進捗状況〕

ア 応募期間	令和元年9月1日～令和元年9月30日
イ 対象者	小学生・中学生・高校生・大人
ウ 応募作品	326作品 （内訳：小学生318作品、中学生4作品、高校生2作品、大人2作品）

## エ 入 賞 15 作品

※全国コンクールへ推薦した上位7作品中、高校生が優良賞に入賞、小学生、中学生、大人は佳作に入賞しました。

### (14) 第三次子ども読書活動推進計画の策定【No. 41】

#### 〔事業目的及び概要〕

子どもの読書環境を地域全体で整備し、読書活動を推進する土壌をさらに固めるために「第三次瑞穂町子どもの読書活動推進計画」を策定しました。

#### 〔計画期間〕

令和2年度～令和6年度（5年）

#### 〔事業進捗状況〕

ア 調査実施	令和元年 4月～ 5月
イ 図書館協議会で意見徴収	令和元年 7月～10月
ウ 計画案の意見募集実施	令和元年11月
エ 図書館協議会で最終案の確認	令和元年12月
オ 教育委員会定例会で議決	令和2年 2月
カ 計画書及び概要版の周知	令和2年 3月

### (15) ふるさとづくり推進事業（郷土文化）【No. 52】

#### 〔事業目的及び概要〕

これまで町では、先人たちが築いた文化や歴史、観光資源、町の豊かな自然や美しい景観など、町を再発見するための資料を町民と協働で作成しました。平成30年度、この資料を活用し町の魅力が学べる「歴史」、「観光」、「自然」の3コースによる「瑞穂ふるさと大学」を開校しました。

令和元年度は、3コースの地域めぐりと講座に加え、「瑞穂ふるさと検定」を実施しました。

#### 〔事業進捗状況〕

ア 内容	歴史コース、観光コース、自然コース、それぞれ地域めぐり、講座・検定を実施
イ 参加者	地域めぐり 延べ41人 講座・検定 延べ30人
ウ 瑞穂ふるさと検定	受検者数17人 合格者数17人（人数は実人数）
エ その他	▷ 今後、検定合格者には、瑞穂町の魅力を伝える側としてボランティアガイドのような活躍の場を用意したいと考えます。

### (16) 登録文化財制度の推進【No. 53】

#### 〔事業目的及び概要〕

指定文化財の対象とならない貴重な文化財を後世に残すため、新たに登録文化財制度を創設し、令和元年度から運用を開始しました。令和元年度は所有者からの申請により文化財保護審議会への諮問・答申を経て1件の有形民俗文化財を登録しました。

[事業進捗状況]

ア	所有者からの登録申請	令和元年	9月
イ	文化財保護審議会へ諮問	令和元年	11月
ウ	文化財保護審議会での調査・審議	令和元年	11月～令和2年 1月
エ	文化財保護審議会からの答申	令和2年	2月
オ	教育委員会定例会での議決	令和2年	2月
カ	登録証の交付	令和2年	3月

[登録された文化財]

- ア 種別：有形民俗文化財
- イ 名称及び数量：石畑の神輿 1基

## ハード事業

### (1) 四小受変電設備更新工事【No. 4】

#### 〔事業目的及び概要〕

第四小学校に設置してある受変電設備の3基のキュービクルのうち設置後30年以上経過するキュービクルが2基あります。老朽化が進み、交換部品も製造されていないことから、老朽化している2基の更新工事を行うものです。

#### 〔事業進捗状況〕

##### ①工 事

- ▷ 期 間 平成31年4月26日～令和元年9月25日
- ▷ 契約額 30,564,000円

##### ②工事監理委託

- ▷ 期 間 平成31年4月26日～令和元年9月25日
- ▷ 契約額 1,296,000円

## 令和元年度瑞穂町教育委員会重点事業等一覧

No	事業区分	事業名	所管
1	新規	一小プール槽改修工事	学校教育課
2	新規	二小音声調整卓等更新工事	
3	新規	四小受変電設備更新工事	
4	重点	学校施設の修繕	
5	重点	教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検報告及び評価	
6	重点	教育委員会ホームページ及び「みずほの教育」の充実	
7	重点	高等学校等入学時奨学金	
8	重点	就学援助費、特別支援教育就学奨励費の支給	
9	新規	ひとり親家庭学校給食費補助金交付事業	
10	重点	学校保健の充実（学校医等の委嘱、児童・生徒健康診断の実施、精密検査該当者への交通費支給、学校管理下の児童・生徒の負傷等に必要な給付）	
11	重点	I C T教育施設整備事業（既存ネットワーク更新整備、無線LAN整備）	
12	重点	I C T教育施設整備事業（小学校授業用テレビモニター・校務用コンピュータ購入・教員用コンピュータセットアップ）	
13	レベルアップ	学力の向上（学習サポーターの配置、フューチャースクール・ステップアップ教室の実施、漢字・英語検定の実施、東京ベーシックドリルの配布、学力調査の実施）	教育指導課
14	重点	教育相談の充実（教育相談員の配置、心理検査の実施、相談員の研修、適応指導教室の充実、家庭と子供の支援員の派遣）	
15	重点	特別支援教育の充実（教育支援補助員・特別支援学級介助員の配置、巡回相談・専門家チーム派遣の実施、言語相談の実施、特別支援教室判定委員会・就学支援委員会の開催）	
16	重点	ふるさと教育の推進（ゲストティーチャーの招聘、伝統・文化体験事業、カルタと絵はがき作成）	
17	重点	教職員研修事業の推進（校内研究の推進、教職員研修の実施、教育研究会への助成、教職員の救命講習の受講）	
18	重点	外国語（英語）・外国語活動の充実（A L Tの派遣）	
19	重点	日本の伝統文化の理解教育の推進と未来に向かう力の育成（茶道教室の実施、鑑賞教室の実施、栽培活動）	
20	重点	健やかな身体づくりと体力の育成（体力調査の実施、中学生「東京駅伝」大会への参加、水泳指導補助員の配置）	
21	重点	学校評価の充実（第三者評価の実施）	
22	重点	部活動の充実（外部指導員の配置、大会等の参加費・旅費の補助）	
23	新規	第2次教育基本計画（学校教育）策定	
24	新規	スクールサポートスタッフの配置	
25	重点	教職員の健康診断の実施（循環器、結核、消化器、婦人科検診、ストレスチェック）	
26	重点	学校事務の支援（事務職員及び学校図書館司書の配置）	

No	事業区分	事業名	所管	
27	重点	青少年国際派遣事業	社会教育課	
28	重点	住民提案型協働事業の充実		
29	重点	こどもフェスティバルの開催		
30	重点	放課後子ども教室の実施		
31	重点	成人式の開催		
32	重点	体験事業の実施（ジュニアリーダー養成講座）		
33	重点	青少年の主張意見発表会の実施		
34	重点	子ども会連合会や地区青少年協議会への支援		
35	重点	長岡トレーニングルーム管理運営業務		
36	重点	スポーツ推進委員主管事業の実施（狭山丘陵ウォーキング、町民ハイキング、新年歩こう会、ニュースポーツ教室他）		
37	重点	体育協会への事業委託（各体育施設の維持管理）		
38	重点	体育協会への事業委託（総合体育大会、小学生スキー教室、駅伝競走）		
39	レベルアップ	図書館改修事業		図書館
40	重点	図書館事業の充実（調べる学習コンクール、読書講演会）		
41	新規	第三次子ども読書活動推進計画策定		
42	重点	図書館協議会の充実		
43	重点	貸出体制の充実		
44	重点	図書資料の充実		
45	重点	施設の維持管理		
46	重点	指定文化財保存、管理		
47	重点	耕心館管理運営		
48	重点	郷土資料館管理運営		
49	重点	埋蔵文化財包蔵地内等試掘調査補助金対象事業の実施		
50	重点	郷土の歴史に関する講座の開催		
51	重点	収蔵文化財の保存、活用		
52	重点	ふるさとづくり推進事業の実施		
53	新規	登録文化財制度の推進		